

「共謀罪創設法案の審議再開の前提となる要求事項」に対する回答

平成18年12月12日

1. アメリカの留保について

1) について

答弁の訂正を要する事項はないと考えている。

すなわち、米国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「本条約」という。）の締結に際し、連邦制度という自国の基本原則に合致するような方法で本条約上の義務を負う権利を留保していると承知している。この点に関して我が国政府が照会したところ、米国政府から、本条約で犯罪化が求められている行為について、連邦法によっても州法によっても犯罪とされていない部分はほとんどないという回答を得ている。このようなことから、我が国政府としては、当該留保が本条約の趣旨及び目的と両立しないものであるとは考えていない。

他方、我が国において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第六条の二の罪（以下「組織的な犯罪の共謀罪」という。）の対象犯罪について更に限定することは、本条約第2条、第5条等の諸規定に照らし、本条約の趣旨及び目的と両立しないものであると考えている。したがって、先の答弁書（平成十七年十一月十一日内閣衆質一六三第六七号）1の（5）の⑤について及び先の答弁書（平成十八年六月十三日内閣衆質一六四第三〇〇号）2について述べたことは、米国の例を踏まえた上でも適切なものであると考えている。

2) について

米国の留保の事実は承知していたが、本条約の趣旨・目的に反するとは考えておらず、特に言及しなかった。委員会においても特に質問がなされなかったため、政府として説明する機会がなかった。なお、この間の経緯は下記のとおりである。

政府としては、在米国日本大使館からの報告により、米国が昨年11月3日に本条約を締結したことを昨年11月初旬に承知し、その後、国連のホームページを通じて、実際に米国が留保を付した上で本条約を締結したことを確認した。

このようにして実際に米国が留保を付した上で本条約を締結したことを確認した段階では、米国の留保の趣旨及び理由等が必ずしも明らかではなかったため、昨年12月中旬頃以降、米国政府に対し、本件留保の趣旨及び理由について照会を行った。

その結果、米国から、本件留保は、連邦制度という米国の憲法上の基本原則

による限界から生じるものであり、本条約が犯罪化を求めている行為について、連邦法によっても州法によっても犯罪とされない部分はほぼないといえるなどといった回答を得た。

このような米国の回答を踏まえた上で、政府としては、米国の留保は、本条約の趣旨・目的に反するようなものではないと理解している。

米国の留保については、これまで国会等で論じられていた「重大な犯罪」を限定する旨の留保等とは性格が全く異なると考えている。

3) について

米国が付した留保に対し、異議申立てを行う必要はないと考えている。

米国は、本条約の締結に際し、連邦制度という自国の基本原則に合致するような方法で本条約上の義務を負う権利を留保していると承知している。この点に関して我が国政府が照会したところ、米国政府から、本条約で犯罪化が求められている行為について、連邦法によっても州法によっても犯罪とされていない部分はほとんどないという回答を得ている。このようなことから、我が国政府としては、当該留保が本条約の趣旨及び目的と両立しないものであるとは考えていない。

4) について

米国政府によれば、まず、連邦法には、すべての連邦犯罪を対象とする共謀罪の規定が存在し、全米各州においては、すべての州法に共謀罪の規定があり、また、50州中、47州では、州刑法上のすべての犯罪又は少なくともすべての重罪を対象とする一般的な共謀罪の規定が設けられているとのことである。

なお、米国が本条約の締結に当たって付した留保につき照会したところ、同国政府より、書面（10月24日付け）にて、「この留保は、本条約により犯罪とされるべき行為で米国が犯罪としていない部分があることが認められるために行ったものではありません。むしろ、合衆国憲法の適用に関する理論上の分析に基づいて行ったものでした。」「我々は、お尋ねの留保を行っていることにもかかわらず、合衆国が本条約上の義務を満たすことができると確信していますし、この留保は合衆国が本条約の義務を満たすことができないことを示す意図でなされたものではありません。」との回答を得ている。

また、今般、一般的な共謀罪の規定が設けられていないアラスカ州、オハイオ州及びバーモント州について、各州の弁護士資格を有する者を通じて、長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪のうち、州法上共謀罪の対象となっている犯罪及び州法上共謀罪の対象となっていない犯罪につき調査を行ったところ、次のとおりとのことであった。

○州法上共謀罪の対象となっている犯罪

アラスカ州：殺人等14　オハイオ州：謀殺等21

バーモント州：殺人等17

○州法上共謀罪の対象となっていない犯罪

アラスカ州：爆発物所持等 38 オハイオ州：窃盗等 54
バーモント州：重婚等 129

そこで、米国政府にこの調査結果を示しつつ、改めて、見解を照会したところ、下記のとおりのお返事があった。

「以前から回答しているとおり、RICO法（注）や郵便詐欺罪などの適用範囲が広い罰則を含め、連邦刑法の全体としての適用範囲は極めて広範であり、州法上の共謀罪の対象とならない犯罪に当たる行為であっても、具体的な事実関係に即して何らの連邦犯罪も成立しない場合は考えにくい。」

「貴調査を踏まえても、合衆国が本条約上の義務を満たすことができると確信しており、先の10月24日付け書簡に示した見解に何ら変わりはない。」

（注）RICO法：Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act の略

なお、本条約に関する米国国務省の報告書（2004年1月22日付けパウエル国務長官発ブッシュ大統領宛書簡）及び米国が付した留保（米国が国連に通知したもの）の該当部分の訳は別紙1のとおり。

2. 国連における条約審議の経緯等について

1) について

御指摘の「参加して行為するオプション」は、我が国が新たな選択肢として提案した「重大な犯罪を行う目的を有する組織的な犯罪集団の活動に、自己の参加が当該犯罪の遂成に寄与することを知りつつ、参加すること。」を指すものと考えられるところ、政府としては、当時、本条約の交渉の過程であったことから、これに対応する国内法整備の具体的な内容についての検討までは行わなかったものである。

仮にこの提案が各国に受け入れられて本条約に規定されることとなった場合には、その時点で、いずれの選択肢を選択することとするかを含め、必要な法整備の具体的な内容についての検討を行うこととなるものと考えていた。

2) について

御指摘の提案をした時点における本条約の案文においては、いわゆる共謀罪について、対象となる「重大な犯罪」の範囲がいまだ定まっておらず、「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を付することも認められていなかった。他方、我が国の刑事法においては、一定の犯罪については実行の着手前の共謀や予備行為等を処罰することとされているものの、すべての犯罪の共謀を一般的に処罰することとはされていない。

そこで、我が国は、その時点における本条約の案文において犯罪とすることが義務付けられている行為を犯罪とすることは我が国の法的原則と相容れないことを説明した上で、当該共謀罪について、「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件を加えるべきこと等を提案したものである。

また、御指摘の法務大臣の答弁は、本条約第34条1にいう「自国の国内法の基本原則」とは、各国の憲法上の原則等、国内法制において容易に変更することのできない根本的な法的原則を指すものと解されていることを述べた上で、組織的な犯罪の共謀罪は、すべての犯罪の共謀を一般的に処罰するものではなく、重大な犯罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの等の遂行を共謀した場合に限って処罰の対象としており、我が国の国内法の基本原則に反するものではないとの趣旨をお答えしたものである。

したがって、前記答弁が本条約の交渉の過程における我が国の提案から変わったとの御指摘は当たらないものと考えている。

なお、我が国は、本条約の交渉の過程で、「自国の国内法の基本原則に従うことを条件として」との文言を本条約の規定に挿入することを提案したが、その際、「自国の国内法の基本原則」の具体的な解釈までは説明しなかったものである。

3) について

第2回の公式会合に関する公電でマスキングされた部分については、公開されることを前提としないという条件の下で各国が行った発言が記載されている。このような性格の発言を開示した場合には、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、開示していない。ただし、それ以外の文書及び部分については、既に関示してきているところである。

なお、本条約の審議経過については、本条約に関係する法案の審議のためという事情を踏まえ、昨年7月8日及び10月19日の法務委員会理事懇談会において、書面にて配布したところである。

4) について

第7回会合において行われた非公式会合に関する公電でマスキングされた部分については、公開されることを前提としないという条件の下で各国が行った発言が記載されている。このような性格の発言を開示した場合には、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、開示していない。ただし、それ以外の文書及び部分については、既に関示してきているところである。

なお、本条約の審議経過については、本条約に関係する法案の審議のためという事情を踏まえ、昨年7月8日及び10月19日の法務委員会理事懇談会において、書面にて配布したところである。

5) について

第7回会合に関する平成12年2月16日発信の公電でマスキングされた部分については、公開されることを前提としないという条件の下で各国が行った発言が記載されている。このような性格の発言を開示した場合には、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、開示していない。ただし、それ以外

の文書及び部分については、既に開示してきているところである。

なお、本条約の審議経過については、本条約に関係する法案の審議のためという事情を踏まえ、昨年7月8日及び10月19日の法務委員会理事懇談会において、書面にて配布したところである。

3. 世界各國の新規立法等について

1) について

調査の結果、例えば、米国等の国内法の規定を承知している（別紙2のとおり）。

なお、英米仏等の主要国については、既に調査済みであったが、その他の本条約締約国については、本年5月より調査を開始した。

2) について

我が国政府より照会したところ、ブラジル、モロッコ、エルサルバドル及びメキシコの各国政府によれば、各国内において本条約第5条1(a)に規定されている行為は犯罪とされているとのことである。また、アンゴラは、本条約の署名国であり、まだ締約国とはなっていないと承知している。

なお、日本弁護士連合会が作成した本年9月14日付けの共謀罪新設に関する意見書には、「国際連合薬物犯罪事務所が作成した文書によるとブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ及びメキシコの5箇国は、組織的な犯罪集団の関与するすべての重大犯罪を共謀罪の適用対象とはしていないことを自認している」旨の記載がある。しかし、当該文書を作成した国際連合薬物犯罪事務所に照会したところ、日本弁護士連合会が引用した文書は古い情報に基づくものであり、また、その後同事務所が作成した文書では、これら5箇国のいずれについても本条約第5条の実施に当たって何らかの問題がある旨の記載はないとのことである。

3) について

オーストラリアの国内法では、共謀罪として有罪となるためには、「その者又は合意の当事者の中の他の少なくとも一人がその合意に基づいて顕示行為（オーストリア）を行ったものでなければならない」と規定されている。

サウジアラビアについては、同国政府によれば、イスラム法の原則に従い、処罰されるためには何らかの行為が必要であるとのことである。

ラトビアについては、同国政府によれば、本条約第5条1(a)を実施するための国内法として同国刑法第21条が当たり、「合意の内容を推進するための行為」は同条で規定されているとのことである。

4) について

在外公館を通じて調査した結果は、以下のとおり。

○英国

詐欺事件に限定したものではありませんが、英国当局において、詐欺罪全体と共謀による詐欺罪について調査した資料があり、当該資料によると、2004年においては、詐欺罪全体については、裁判受理の人数が19,192名、有罪となった人数が14,788人となっている。このうち、共謀による詐欺罪については、裁判受理の人数が967人、有罪となった人数が521人となっている。なお、英国においては、個別の犯罪類型については、基本的には、共謀によるものと、そうでないものを分類した統計を取っていないため、共謀罪全体についての起訴件数及び有罪件数については、英国当局においても把握していない。

○米国

米国の当局の説明によれば、連邦法第18編第371条に定める共謀罪に関しては、2003年において、裁判受理の人数が2593人、また、有罪の人数が2655人となっている。なお、連邦法第18編第371条による起訴がありながらも、ここに含めていない件数も相当程度ある（例えば、第1級殺人罪と殺人の共謀罪が起訴された場合、軽い共謀罪については含まれてない。）。

5) について

調査の結果、例えば、ドイツ等の国内法の規定を承知している（別紙2のとおり）。

6) について

政府としては、我が国の現行法は、本条約第5条1が定める義務を満たしていないと考えているが、その検討の内容は以下のとおりである。

本条約第5条1は、すべての重大な犯罪を行うことの合意又は重大な犯罪等を行うことを目的とする組織的な犯罪集団の活動に参加する行為の少なくとも一方を犯罪とすることを義務付けている。また、この義務を履行するための犯罪を設けるに当たっては、「犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。」ものとし、未遂罪や既遂罪とは独立に、犯罪の実行の着手以前の段階で処罰することが可能な罰則を設けることを義務付けている。

この点、本条約第5条1(a)(i)の定めるいわゆる共謀罪については、我が国の現行法には、実行の着手以前の段階の行為を処罰する規定として、一部の犯罪について共謀罪、予備罪等が設けられており、また、けん銃等の所持を処罰する規定などの特別法の規定によって、他の犯罪の実行の着手以前の段階といえる行為を処罰することができる場合もあるものの、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀のすべてについて、処罰が可能であるわけではない。すなわち、共謀罪は、内乱陰謀罪、爆発物使用の共謀罪など、一部の犯罪について設けられているにすぎず、予備罪についても、殺人予備や強盗予備など、一部の犯罪について設けられているにすぎず、また、けん銃等の所持禁止等の特

別法の規定によって、他の犯罪の実行の着手以前の段階といえる行為を処罰することができるのも、限られた場合にすぎない。

また、本条約5条1(a)(ii)の定めるいわゆる参加罪については、同条は、組織的な犯罪集団の犯罪活動に参加する行為を犯罪とするだけでなく、犯罪活動以外の「その他の活動」に参加する行為についても、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っている場合には、これを犯罪とすることを義務付けている。しかしながら、我が国においては、このように、必ずしも特定の犯罪との結び付きのない活動に参加する行為を直接処罰する規定の例はない。

このように、我が国の現行法は本条約第5条1が定める義務を満たしていないと考えられたことから、この義務を満たすため、「組織的な犯罪の共謀罪」を設ける必要があると考えたものである。

7) について

本条約の締結の際に留保を付すことは考えておらず、外交的解決を図るべき事情があるとは考えていない。

必要な法令が整備されれば、本条約の締結につき閣議決定を経て、本条約第36条の規定に従って速やかに手続をとることとなる。

(別紙1)

米回国務省の報告書及び米国が付した留保の該当部分の訳

○米回国務省の報告書

犯罪の創設を要求する本条約の条文(第5条、第6条、第8条及び第23条)に関しては、国際約束において慣習となっているように、これらの義務は国家レベルで適用されるということがまず留意されるべきである。他方、現行の合衆国連邦刑法は範囲が限定されており、州間又は外国通商や他の重要な連邦の利益と関連する行為を一般に対象としている。連邦制度という我々の基本原則の下で、地域的な性格を有する犯罪は一般に州が扱うものであるが、本条約に規定されたすべての行為形態がすべての州によって犯罪化されているというわけではない(例えば、少数の州は極めて限定された共謀罪を有する。)。このように、留保が付されなければ、米国が本条約の下で犯罪化する義務があるような行為であって、我々の連邦制度の下ではそのような義務は一般的には連邦政府というよりも州政府が負うことになる行為という狭いカテゴリーが生じることになる。そのような義務を回避するため、私は以下の留保が米国による批准書の寄託に際して含まれるよう勧める。

アメリカ合衆国政府は連邦制度という自国の基本原則に合致するような方法で本条約上の義務を負う権利を留保するものであり、本条約で扱われる行為に関しては、かかる基本原則に従って連邦及び州の刑法が考慮されなければならない。州間又は外国通商や他の連邦の利益に与える影響に基づき行為を規制する米国連邦刑法は、組織犯罪と闘うための米国内の主要な法制度であり、この目的のために幅広く効果をもつ。連邦刑法は、その犯罪行為が州間又は外国通商や他の連邦の利益と関連しないような極めて限られた事例においては適用されない。本条約上の義務を満たす上で、米国の連邦及び州の刑法が完全に十分ではないような、純粋に地域限定的な性格を有する極めて限られた犯罪を含む状況が少数想定し得る。したがって、アメリカ合衆国政府は、このような地域的に極めて限定化された活動という狭いカテゴリーに属する行為を扱う限りにおいて、本条約で規定されている義務に留保を付する。この留保は、本条約上想定されている、他の締約国に国際協力を提供する合衆国の能力にいかなる点においても影響を与えない。

さらに、この留保に関し、私は上院がその助言と同意についての決議において次の了解を含めることを勧める。

合衆国は、その連邦制度に係る留保に照らし、本条約がいかなる立法その他の措置の制定を請け合うものでもないとして理解する。合衆国は本条約の下での義務を履行するため、現行の連邦法及び適用され得る州法に立脚するものとする。

○米国の留保

アメリカ合衆国は連邦制度という自国の基本原則に合致するような方法で本条約上の義務を負う権利を留保するものであり、本条約で扱われる行為に関しては、かかる基本原則に従って連邦及び州の刑法が考慮されなければならない。州間又は外国通商や他の連邦の利益に与える影響に基づき行為を規制する米国連邦刑法は、組織犯罪と闘うための米国内の主要な法制度であり、この目的のために幅広く効果をもつ。連邦刑法は、その犯罪行為が州間又は外国通商や他の連邦の利益と関連しないような極めて限られた事例においては適用されない。本条約上の義務を満たす上で、米国の連邦及び州の刑法が完全に十分ではないような、純粹に地域限定的な性格を有する極めて限られた犯罪を含む状況が少数想定し得る。したがって、アメリカ合衆国は、このような地域的に極めて限定化された活動という狭いカテゴリーに属する行為を扱う限りにおいて、本条約で規定されている義務に留保を付する。この留保は、本条約上想定されている、他の締約国に国際協力を提供する合衆国の能力にいかなる点においても影響を与えない。

(別紙2)

我が国からの照会に対し、各国政府から、該当規定として以下の回答があった。

○ 米国

連邦法第18編第371条(共謀罪)

二人又はそれ以上の者が、合衆国に対する何らかの犯罪を犯すこと又は合衆国若しくはその機関を何らかの方法若しくは何らかの目的でだますことを共謀し、かつ、そのうちの一人又はそれ以上の者が、共謀の目的を果たすために何らかの行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。

○ イギリス(イングランド及びウェールズ)

1977年刑事法第1条、第3条(共謀罪)

ある者が、他の一人又は数名の者と、ある一連の行為を遂行することにつき合意した場合であって、かつ、仮に当該合意がその当事者の意図に従って遂行されるならば、当然に、そのうちの一人若しくはそれ以上の者が、ある一個若しくは複数個の犯罪を実行し、若しくはその実行に関与したことになると認められ、又はある一個若しくは複数個の犯罪の実行を不可能にする事実が存在しなければ、同様に、当該犯罪を実行し、若しくはその実行に関与したことになると認められる場合には、以下の刑罰に処せられる。

- ① 殺人罪、絶対的法定刑が定められている犯罪、終身刑を最高刑とする犯罪及び長期が定められていない拘禁刑をもって処罰可能な正式起訴可能犯罪の共謀については、終身刑
- ② ①以外の拘禁刑をもって処罰可能な犯罪の共謀については、当該犯罪について定められた刑期の上限を超えない期間の拘禁刑
- ③ ①及び②以外の犯罪の共謀については、罰金刑

○ ドイツ

刑法第129条(犯罪集団の結成)第1項

その目的若しくは活動が犯罪行為の遂行に向けられた団体を設立した者、又はこのような団体に構成員として関与し、そのために構成員若しくは支援者を募り又はこれを支援した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

○ フランス

刑法第450-1条(凶徒の結社罪)

一又は数個の重罪又は5年以上の拘禁刑で処罰される軽罪の準備のために結成された集団又はなされた謀議はすべて、その準備が一又は数個の客観的行為によって特徴づけられている場合は、凶徒の結社とされ、それへ

の参加は、以下の刑罰に処せられる。

- ① 準備された犯罪が重罪又は10年の拘禁刑で処罰される軽罪である場合、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金
- ② 準備された犯罪が5年以上の拘禁刑で処罰される軽罪である場合、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金

○ 中国

刑法第294条

- 1 暴力、脅迫その他の手段により組織的に違法犯罪活動をし、覇を唱え、悪事をし、大衆を威圧し、又は害し、経済又は社会生活秩序を重大に破壊する闇社会性質の組織を組織し、指導し、又はこれに積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。その他の参加者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。
- 2 国外の闇社会組織の者で、中華人民共和国の国内において組織成員を拡大した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。
- 3 前2項の罪を犯し、かつ、その他の犯罪行為をした者は、数罪併罰の規定により処罰する。
- 4 国家機関の公務員で、闇社会性質の組織を庇い、又は闇社会性質の組織が違法犯罪活動をするのを認容したものは、3年以下の有期徒刑、拘役又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重大である場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

○ アゼルバイジャン

刑法第218条 犯罪集団の組織

- 1 軽度の重大な犯罪又は重大な犯罪の突行のために犯罪集団を創設し、かかる集団又はその下部組織を運営し、並びに軽度の重大な犯罪又は重大な犯罪の突行を計画及び準備することを意図して組織者、長、又はその他の代表者と結託した者は、財産の没収を伴い、又は財産の没収を伴わないで8年以上15年以下の拘禁刑に処する。
- 2 犯罪集団に参加し、又は組織的集団の組織者、長若しくはその他の代表者の結託に参加した者は、財産の没収を伴い、又は財産の没収を伴わないで6年以上12年以下の拘禁刑に処する。
- 3 職務上の立場を利用して本法第218条第1項又は第218条第2項に定められる行為を行った者は、財産の没収を伴い、又は財産の没収を伴わないで5年以上15年以下の拘禁刑に処する。

○ ベルギー

刑法第324条の2

財産上の利益を直接的に又は間接的に得るため、3年の禁固刑又はそれを超える刑で処罰可能な犯罪を、予め準備された方法で行う目的で、時間

とともに確立された、2人以上の者による構造化された結託は、犯罪組織を構成する。

実際の目的が、排他的に、政治的、組合的、慈善的若しくは宗教的なものであるか、又は、排他的に他のいかなる正当な目的を追求している団体は、それ自体、犯罪組織とみなされてはならない。

刑法第324条の3

- 1 犯罪組織が、威嚇、脅迫、暴力、不正な工作若しくは腐敗を利用し、又は、不正行為の実現を隠蔽したり、容易にしたりするために商業的若しくは他の組織を利用する時には、その組織を悪意かつ意図的に構成するいかなる者も、1年から3年の禁固刑及び100ユーロから5,000ユーロの罰金刑又はそれらのいずれかの刑に処せられる。その者が、当該組織による犯罪行為を行う意図を有していない場合又はそれと結託する意図を有していない場合でも、同様である。
- 2 自身による参加が、第324条の2に規定する形で不正行為に加担するものであると知りつつ、当該犯罪組織によるいかなる不正行為の準備又は実現に参加する者も、1年から3年の禁固刑及び100ユーロから5,000ユーロの罰金刑又はそれらのいずれかの刑に処せられる。
- 3 自身による参加が、第324条の2に規定する形で不正行為に加担するものであると知りつつ、当該犯罪組織による活動におけるいかなる意思決定に参加したいかなる者も、5年から10年の懲役刑及び500ユーロから10万ユーロの罰金刑又はそれらのいずれかの刑に処せられる。
- 4 当該犯罪組織のいかなる指導者も、10年から15年の懲役刑及び1,000ユーロから20万ユーロの罰金刑又はそれらのいずれかの刑に処せられる。

○ オランダ

刑法第140条

- 1 罪を犯すことを目的とした組織への参加は、6年以下の拘禁刑又は第5級の罰金刑（67,000ユーロ）に処する。
- 2 変更できない判決によって禁止され、その結果解散された法人格を有する団体の継続する活動への参加は、1年以下の拘禁刑又は第3級の罰金刑（6,700ユーロ）に処する。
- 3 組織を設立した者、組織を指揮する者又は組織を管理する者については、刑期を3分の1加算することができる。
- 4 第1項に規定する参加は、組織への財政的又はその他の援助の提供及び組織のために資金又は構成員を募ることを含む。

○ ニュージーランド

1961年刑法第98条A 組織的な犯罪集団への参加

- (1) 組織的な犯罪集団に、当該集団が組織的な犯罪集団であることを知り

つつ、かつ、(a) 自己の参加が犯罪活動の発生に寄与することを知らず、又は、(b) 自己の参加が犯罪活動の発生に寄与し得るか否かについて無分別のまま、参加した者（構成員、準構成員又は予定構成員の別を問わない。）は、5年以下の拘禁刑に処する。

(2) 本法の規定の適用上、集団は、その目的又はその目的の一つが以下のいずれかである3人以上の者の集団である場合には、組織的な犯罪集団である。

(a) 4年以上の拘禁刑を科することができる犯罪の実行により物質的利益を得ること

(b) 国内であれば4年以上の拘禁刑を科することのできる犯罪行為を構成する国外での行為により物質的利益を得ること

(c) 10年以上の拘禁刑を科することのできる重大な暴力犯罪（第312条A(1)の意味におけるもの）を行うこと

(d) 国内であれば10年以上の拘禁刑を科することのできる重大な暴力犯罪（第312条A(1)の意味におけるもの）を構成するものを国外で行うこと

(3) 人の集団は、以下の事由の有無を問わず、本条の適用上、組織的な犯罪集団になり得る。

(a) 構成員の中に他の者の部下や従業員である者がいること。

(b) ある特定の時期に当該集団に関係した者の一部のみが、特定の行為、活動又は処理の時にその計画、立案、又は実行に関与していたこと。

(c) その構成員が時により変動すること。

○ ノルウェー

刑法第162条c項（抜粋）

3年以上の期間の拘禁刑を科することができる行為で、組織的な犯罪集団の活動の一環として行われるものを行うことを他の者と共謀した者は、より厳しい刑の規定の適用される場合を除き、3年以下の期間の拘禁刑に処する。